

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則

平成二十五年十月二十三日 三重県規則第八十二号

改正

平成二十九年三月二十八日 三重県規則第二十九号

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則をここに公布します。

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第七十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）及び条例において使用する用語の例による。

(指定の申出)

第三条 条例第三条第一項の申出書は、第一号様式によるものとする。

2 条例第三条第一項第六号の規則で定める事項は、申出者の事業年度とする。

(県民等に対して申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した実績)

第四条 条例第四条第一項第三号イの規則で定める数は、年二回とする。

2 条例第四条第一項第三号ロの規則で定める数は、年四回（申出者が開設したウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により、文書図画をその受信する者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示させる方法をいう。）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を利用する方法を除いたものをいう。）により情報を提供した実績に限る。）とする。

3 条例第四条第一項第三号ハの規則で定める数は、年五箇所とする。

4 条例第四条第一項第三号ニの規則で定める数は、年四回とする。

5 条例第四条第一項第三号に掲げる各実績の回数等は、実績判定期間における回数等に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得たものとする。この場合において、当該月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(県民等からの支持又は申出者以外の特定非営利活動法人等との連携等の実績)

第五条 条例第四条第一項第四号イの規則で定める数は、延べ年百人かつ実人数が年十人とする。

2 条例第四条第一項第四号ロの規則で定める数は、年五十人とする。

3 条例第四条第一項第四号ハの規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 条例第四条第一項第四号イに規定する申出者が主催したセミナー等の運営に係るボランティア活動をした者

二 申出者から給料、報酬その他これらに準ずる対価を得ている者

三 会員等

4 条例第四条第一項第四号ハの規則で定める数は、延べ年百人とする。

5 条例第四条第一項第四号ニの規則で定める数は、年一回とする。

6 前条第五項の規定は、条例第四条第一項第四号の規定による実績の計算方法について準用する。

(継続的な活動の実績)

第六条 条例第四条第一項第五号の規則で定める期間は、六月以上とする。

2 第四条第五項の規定は、前項の期間の計算方法について準用する。

(事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合)

第七条 条例第四条第一項第六号の規則で定める割合は、実績判定期間において、申出者の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第八条 条例第四条第一項第六号イの規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

一 申出者が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等から得て行うもの

二 申出者が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第一百三十七号）第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出者に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

三 法別表第十九号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成

(事業活動に伴う便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動)

第九条 条例第四条第一項第六号ロの規則で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

(特殊の関係)

第十条 条例第四条第一項第七号イ(1)の規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- 三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(特定の法人との関係)

第十一条 条例第四条第一項第七号イ(2)の規則で定める関係は、一の者(法人に限る。)が法人の発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この条において「直接支配関係」という。)とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

(役員又は使用人である者との特殊の関係)

第十二条 条例第四条第一項第七号イ(2)の規則で定める特殊の関係は、第十条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定)

第十三条 条例第四条第一項第七号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

第十四条 条例第四条第一項第七号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

(役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係)

第十五条 条例第四条第一項第八号ロの規則で定める特殊の関係は、第十条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第十六条 条例第四条第一項第八号ロの規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当

該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条及び第二十二条第一項第三号ロにおいて同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

三 役員等に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

四 営利を目的とした事業を行う者、条例第四条第一項第八号イ(1)、(2)若しくは(3)に掲げる活動を行う者又は同号イ(3)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第十七条 条例第四条第一項第八号ハの規則で定める割合は、実績判定期間において、申出者の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第四条の規定の適用)

第十八条 申出者が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日において当該合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における条例第四条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同項第十二号中「申出者の設立の日」とあるのは「申出者又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該申出者又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」とする。

2 前項に規定する場合において、申出者の合併前の期間につき条例第四条第一項第三号から第六号まで、第八号ハ及びニ並びに第十三号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 条例第四条第一項第三号から第六号まで並びに第八号ハ及びニに掲げる基準 申出者及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 条例第四条第一項第十三号に掲げる基準 申出者及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

3 前二項の規定は、申出者が合併によって設立した特定非営利活動法人で条例第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日において当該設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における条例第四条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「申出者又は合併」とあるのは「合併」と、「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「第三条第一項の申出書を提出しよ

うとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その「設立」と、「当該申出者又は合併」とあるのは「合併」と、前項中「合併前」とあるのは「設立前」と、「申出者及び合併」とあるのは「合併」と、それぞれ読み替えるものとする。

(指定の通知等)

第十九条 知事は、指定をされたときは、条例第七条第二項の公表に併せて市町長に通知するものとする。

(指定の更新の申出)

第二十条 条例第八条第一項の規則で定める期間は、指定日（同項の規定による更新の申出をし、同条第二項の決定をされた場合における当該決定により指定の更新がされる日を含む。）から起算して四年四月を経過する日から四年七月を経過する日までの間で知事が別に定める期間とする。

2 条例第八条第一項の規定による指定の更新の申出は、第二号様式によるものとする。

3 知事は、条例第八条第二項の規定により指定の更新の決定を行ったときは、市町長へ通知するものとする。

4 条例第八条第五項の規定により条例第三条、第四条第二項から第四項まで、第五条及び第七条の規定を準用する場合には、条例第三条第一項中「地方税法第三十七条の二第三項の規定により寄附金を受け入れようとする特定非営利活動法人（以下「申出者」という。）は、規則で定めるところにより」とあるのは「指定特定非営利活動法人は、指定日（第八条第一項の規定による申出をし、同条第二項の決定をされた場合における当該決定により指定の更新がされる日を含む。）から起算して五年を経過する日後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとするときは」と、同項第三号中「設立日」とあるのは「設立日及び直近の指定日」と、同条第二項中「前項の申出書」とあるのは「第八条第五項の規定により読み替えて準用する前項の申出書」と、「次条第一項各号に掲げる基準」とあるのは「第四条第一項各号に掲げる基準（同項第十二号に掲げるものを除く。）」と、「第六条各号」とあるのは「第六条各号（第二号を除く。）」と、条例第四条第二項中「前項の規定により指定の申出の手続」とあるのは「第八条第二項の規定により指定の更新の手続」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「五年（申出者が指定をされたことがない場合にあっては、二年）」とあるのは「五年」と、条例第五条中「前二条」とあるのは「第八条第五項の規定により読み替えて準用する第三条及び第四条（同条第一項を除く。）」と、「申出者」とあるのは「指定特定非営利活動法人」と、「第三条第一項の申出書を提出」とあるのは「第八条第一項の規定による指定の更新の申出を」と、「前二条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める」とあるのは「第三条及び第四条の規定の適用については、知事が別に定める」と、条例第七条第一項中「指定の手続を行うことを決定したとき又は指定をされたとき若しくは指定をされなかったときはその旨を、指定の手続を行わないことを決定したときはその旨及びその理由」とあるのは「指定の更新の決定をしたときはその旨を、指定の更新の決定をしなかったときはその旨及びその理由」と、同条第二項中「指定をされたとき」とあるのは「指定の更新の決定をしたとき」と、「当該指定」とあるのは「当該指定の更新」と、同項第四号中「指定の効力を生じた日」とあるのは「指定の効力を生じた日及び直近の更新後の指定の効力を生じた日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(変更の届出等)

第二十一条 条例第九条第一項及び第二項の規定による届出は第三号様式によるものとし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- 一 主たる事務所の所在地の変更の場合（当該所在地を県外に変更した場合に限る。） 所轄庁の発行する定款の変更の認証を受けたことを証する書類の写し
 - 二 役員の変更の場合 条例第六条第一号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿
 - 三 条例第三条第一項第二号に掲げる事項の変更の場合（前号の場合を除く。） 当該変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書
- 2 条例第九条第三項の規定による申出は第四号様式によるものとし、条例第三条第二項第二号に掲げる事業の変更内容を説明する書類並びに条例第四条第一項第二号並びに同項第八号イ及びロに掲げる基準に適合する旨を説明する書類を添付して行わなければならない。
- 3 知事は、条例第九条第四項の手続により名称又は主たる事務所の所在地が変更されたときは、当該変更後の名称又は主たる事務所の所在地について市町長に通知するものとする。
- 4 条例第九条第六項の規定により条例第七条第二項の規定を準用する場合には、同項中「指定をされたとき」とあるのは、「第九条第一項又は第二項の規定に基づき第一号から第三号までに掲げる事項の変更（第一号に掲げるものにあつてはその他の事務所の所在地の変更に限り、第二号に掲げるものにあつては第九条第一項の規定による役員変更を伴わない場合に限る。）の届出があつたとき」と読み替えるものとする。
- 5 条例第九条第七項の規定により条例第七条の規定を準用する場合には、同条第一項中「指定の手続を行うことを決定したとき又は指定をされたとき若しくは指定をされなかつたときはその旨を、指定の手続を行わないことを決定したときはその旨及びその理由を、申出者」とあるのは「第九条第四項の手続を行うとき若しくは当該手続により名称若しくは主たる事務所の所在地が変更されたとき若しくは変更されなかつたとき又は同条第五項の規定により同条第三項の規定による申出の内容が第四条第一項第二号並びに同項第八号イ及びロに掲げる基準に適合する旨の決定をしたときはその旨を、第九条第五項の決定がされなかつたときはその旨及びその理由を、指定特定非営利活動法人」と、同条第二項中「指定をされたとき」とあるのは「第九条第四項の手続により名称又は主たる事務所の所在地が変更されたとき」と、「当該指定」とあるのは「当該変更」と、それぞれ読み替えるものとする。

(指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第二十二条 条例第十条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項
- 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
- 四 寄附者（指定特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及

び受領年月日

五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

- 2 条例第十条第二項第五号の規則で定める書類は、条例第四条第一項第一号、第二号、第七号、第八号イ及びロ、第九号、第十号及び第十一号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第六条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十三条 条例第十一条第一項の規定による書類の提出は、第五号様式により行うものとする。

- 2 前項の規定による書類の提出は、条例第十条第二項第二号から第五号までに規定する書類を作成すべき期間の末日から起算して七日以内に、当該書類（同項第三号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）を知事に提出することにより行わなければならない。

(助成金支給書類の提出)

第二十四条 条例第十一条第二項の規定により助成金の支給を行ったときの条例第十条第三項の書類の提出は、事後遅滞なく、第六号様式により行うものとする。

(役員報酬規程等の公開)

第二十五条 条例第十二条第一項の規定による書類の閲覧又は謄写の請求は、第八号様式により行うものとする。

- 2 条例第十二条第一項の規定による書類の閲覧又は謄写は、環境生活部において行う。
- 3 条例第十二条第二項に規定する謄写に要する費用の負担については、三重県情報公開条例施行規則（平成十二年三重県規則第五号）第十条の規定の例による。

(合併の申出)

第二十六条 条例第十三条第一項に規定する合併の申出は、第九号様式により行うものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併に関する確認等)

第二十七条 条例第十三条第二項の規定により、条例第四条第一項各号に掲げる基準（同項第十二号に掲げるものを除く。）に適合することの決定をする場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき条例第四条第一項第三号から第六号まで、第八号ハ及びニ並びに第十三号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 条例第四条第一項第三号から第六号まで並びに第八号ハ及びニに掲げる基準合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 条例第四条第一項第十三号に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

2 知事は、条例第十三条第三項の手續に基づく条例の施行後速やかに、その旨を市町長に通知するものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併に関する技術的読替え等)

第二十八条 条例第十三条第四項の規定により条例第三条第二項、第四条第二項から第四項まで、第七条及び第十条第一項の規定を準用する場合には、条例第三条第二項中「前項の申出書」とあるのは「第十三条第一項の規定による申出」と、同項第一号中「次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第六条各号のいずれにも該当しない旨」とあるのは「第十三条第二項各号に掲げる基準に適合する旨」と、条例第四条第二項中「前項の規定により指定の手續を行うとき」及び同条第三項中「第一項の規定により指定の手續を行うとき」とあるのは「第十三条第二項各号に掲げる基準に適合することの決定をするとき」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「前条第一項の規定により申出をした日の属する事業年度の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち、」と、「五年（申出者が指定をされたことがない場合にあつては、二年）」とあるのは「二年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第七条第一項中「指定の手續を行うことを決定したとき又は指定をされたとき若しくは指定をされなかつたときはその旨を、指定の手續を行わないことを決定したときはその旨及びその理由を、申出者」とあるのは「第十三条第二項各号に掲げる基準に適合することの決定をしたとき又は同条第三項の手續に基づく条例が施行されたとき若しくは同項の手續に基づく条例案が否決されたときはその旨を、同条第二項各号に掲げる基準に適合することの決定をしなかつたときはその旨及びその理由を、同条第一項の規定による申出に係る指定特定非営利活動法人」と、同条第二項中「指定をされたとき」とあるのは「第十三条第二項各号に掲げる基準に適合することの決定をしたとき又は同条第三項の手續に基づく条例が施行されたとき」と、「当該指定」とあるのは「当該合併」と、「指定の効力を生じた日（以下「指定日」という。）」とあるのは「指定特定非営利活動法人としての合併の効力を生じた日」と、条例第十条第一項中「指定特定非営利活動法人は、指定をされた場合には、第三条第二項各号に掲げる書類（第八条第一項の規定による申出をし、同条第二項の決定をされた場合にあつては、同条第五項の規定により準用する」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人としての合併の効力が生じたときは、第十三条第四項の規定により読み替えて準用する」と、「指定日」とあるのは「指定特定非営利活動法人としての合併の効力を生じた日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(身分証明書)

第二十九条 条例第二十一条第六項に規定する職員の身分を示す証明書は、第十号様式によるものとする。

(指定の取消しの通知)

第三十条 知事は、条例第二十三条第一項又は第二項の規定による手續により指定が取り消さ

れたときは、市町長に通知するものとする。

- 2 条例第二十三条第三項の規定により条例第四条第三項の規定を準用する場合には、同項中「第一項の規定により指定の手續」とあるのは、「第二十三条第二項の指定の取消しのために必要な手續」と読み替えるものとする。
- 3 条例第二十三条第四項の規定により条例第七条の規定を準用する場合には、同条第一項中「指定の手續を行うことを決定したとき又は指定をされたとき若しくは指定をされなかったときはその旨を、指定の手續を行わないことを決定したときはその旨及びその理由を、申出者」とあるのは「第二十三条第一項又は同条第二項の手續により指定を取り消されたとき若しくは指定を取り消されなかったときはその旨を、同条第二項の規定により指定の取消しのために必要な手續を行うことを決定したときはその旨及びその理由を、当該指定特定非営利活動法人」と、同条第二項中「指定をされたときは」とあるのは「第二十三条第一項又は同条第二項の手續により指定を取り消された特定非営利活動法人について」と、「当該指定に係る指定特定非営利活動法人に関する次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第四号中「指定の効力を生じた日（以下「指定日」という。）」とあるのは「指定の効力を生じた日及び指定を取り消された日」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日 三重県規則第二十九号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。